

特集

平成29年度版 中小企業組合白書の 概要について

全国中小企業団体中央会では、平成10年度より組合関連の最新データと組合員の成長のために活動している中小企業組合等の事例を紹介し、中小企業組合の今後の活動の参考にさせていただくため、中小企業組合白書を作成しております。本号では平成29年度版の中小企業組合白書の概要について掲載します。

1 中小企業組合の概況

(1) 中小企業組合全体の概況

中小企業は、様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合の組合数の動向を紹介する。

(2) 組合設立の動向

中小企業組合の新規設立数は、22年度303組合、23年度333組合、24年度339組合、25年度327組合、26年度362組合と300組合台で、27年度では440組合、28年度406組合と27年度と同様に400組合を超えている。

新設組合を組合の種類別にみると、事業協同組合は373組合と全体の9割を占めている。企業組合は、13年度までは新設組合の1割近くを占め、15年度からは2割台となった。その後、22年度14.2%、23年度13.2%、24年度13.6%、25年度16.5%、26年度11.9%と1割で推移したが、27年度7.5%、28年度は31組合で7.6%と1桁で横ばいとなっている。(図表-1)

また、新設組合を業種別にみると、異業種159組合が最も多く、以下、サービス業72組合、建設業58組合と続いている。(図表-2)

(3) 組合種類別にみた動向

①事業協同組合 (図表-2)

28年度の新設は373組合で前年度に比べて減少となった。新設事業協同組合の業種別の構

成を昭和55年度と比較すると、「卸売業」「小売業」の割合は昭和55年度に33.7%であったのに対し、平成28年度は4.8%と低下している。一方で、「異業種」の割合は4.6%から42.6%、「サービス業」の割合は9.4%から19.3%となっており、業種を超えた異業種の事業者が集まり設立するケースが増えてきている。

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、さまざまな事業を実施できる。

事業協同組合と同連合会の設立は、平成14年度以降は、600組合台であったが、平成19年以降設立数の減少がみられ、最近では、24年度290組合、25年度271組合、26年度318組合、27年度403組合で推移している。

②事業協同小組合

事業協同小組合は、特に小企業者(従業員5人(商業・サービス業2人)以下の事業者)のための組合として昭和32年に創設された制度である。事業内容は事業協同組合と変わらないため利用は少なく、昭和50年代前半に39組合を数えたが、最近では昭和59年に1組合の設立があったのみである。

③信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合であ

る。設立にあたって、かつての火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は300人以上、出資金も1,000万円以上（一部地域2,000万円）であればよい。昭和43年には544組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返されていることもあり、近年は行政当局が新規の設立の認可をしていない。

④企業組合（図表－1）

企業組合の設立は、19年度以降は40～60組合台で推移し、25年度54組合、26年度43組合、27年度33組合、28年度は31組合と近年は減少傾向にある。

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入

し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行い、組合員は組合の事業に従事するという特色を持つ制度である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自らの働く場を確保するのに適していることから、昭和20年代後半から30年代前半にかけて1万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業継承が円滑に行われずに休眠状態になる組合も多く、平成11年度には2,000組合を割るに至った。（図表－3）

しかし、企業組合は法人格をもつ組織として主婦や高齢者、定年後のサラリーマン等が事業を起こすのに適しており、また、平成11年の中小企業基本法の改正により創業促進が政策課題

図表－1 組合種類別新設組合数の推移

年度(平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
事業協同組合	811	796	837	738	757	757	742	687	626	658	621	697	539	472	290	252	281	290	269	317	401	373
事業協同小組合																						
信用協同組合				2			2															
協同組合連合会	11	14	7	6	18	12	12	8	6	9	4	1	1	1	8	6	4		2	1	2	
企業組合	32	19	22	24	42	82	81	117	167	187	166	123	58	49	64	43	44	46	54	43	33	31
協業組合	5	7	5	6	12	7	5	6	12	8	8	4	3	4	4	1						2
商工組合	1	2	1	2	1		1		1	2			1		1		1		1			
商工組合連合会			1																			
商店街振興組合	42	24	20	14	13	4	7	9	3	4	7	2	2	2	2	1	3	2	1	1	4	
商店街振興組合連合会	1	1	1		2		1	1	1									1				
合計	903	863	894	792	845	862	851	828	816	868	806	827	604	528	369	303	333	339	327	362	440	406

※都道府県中央会・全国中央会調べ（28年度は速報値）。

図表－2 業種別新設組合数の推移（事業協同組合（連合会含む））

業種		年度	昭和55	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造業			252 20.5	77 16.3	47 15.8	35 13.6	36 12.6	30 10.3	35 12.9	45 14.2	35 8.7	33 8.8
非製造業	建設業		263	87	56	43	52	54	59	73	86	58
	卸売業		414	23	8	9	14	10	4	6	11	2
	小売業			29	23	21	32	28	37	17	12	16
	サービス業		115	91	64	64	64	62	43	44	79	72
	運輸業		52	24	14	15	9	10	18	16	16	12
	その他業種		76	41	24	24	19	22	28	32	21	21
	小計		920 74.9	295 62.4	189 63.4	176 68.2	190 66.7	186 64.1	189 69.7	188 59.1	225 55.8	181 48.5
異業種		57 4.6	101 21.4	62 20.8	47 18.2	59 20.7	74 25.5	47 17.3	85 26.7	143 35.5	159 42.6	
合計		1,229 100.0	473 100.0	298 100.0	258 100.0	285 100.0	290 100.0	271 100.0	318 100.0	403 100.0	373 100.0	

※都道府県中央会・全国中央会調べ。平成15年度以降は、平成14年3月改訂、平成26年度以降は平成25年10月改訂の日本標準産業分類を採用（28年度は速報値）。

となった中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、14年度から18年度までは100組合を超える設立数があった。

⑤協業組合

28年度は2組合の設立があった。協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上等を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、昭和58年度には1,573組合に達した。しかし、昭和60年以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振による解散や株式会社への組織変更をすることも多いため、組合数は減少している。

⑥商工組合

商工組合は、制度創設当初は、調整事業による過度の競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合であり、出資組合と非出資組合がある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1～2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増えている。

⑦商店街振興組合

商店街振興組合は、原則として市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合で昭和37年に制度が創設された。創設翌年の昭和38年には364組合が設立され、昭和46年には1,000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発設立がみられ、昭和58年度末には2,000組合を超えた。

しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあり、新規の設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じた。

⑧生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公

衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種（現在18業種が指定）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の3分の2以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立される。業種が限定されていることもあり、組合数には大きな変化はない。また、生活衛生同業組合の地区の一部を地区として、主に共同事業を行う生活衛生同業小組合がある。

2 組合から会社への組織変更

平成11年の「中小企業団体の組織に関する法律」の改正により、事業協同組合、企業組合、協業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能となった。

法施行から29年3月末までの間に、会社に組織変更したのは610組合である。内訳は、事業協同組合からの組織変更318、協業組合からの組織変更192、企業組合からの組織変更100である。

3 全国中小企業青年中央会 (UBA) の動向

「青年中央会」はすべての都道府県において設立されており、東北・北海道、関東甲信越静、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の7つのブロック単位に集約されているほか、全国組織として全国中小企業青年中央会（全国青年中央会）が設立されている。いずれも、設立からおおむね30年、最も古い県では40年以上の歴史を持っている。

平成24年3月、創立20周年を迎えた全国中小企業青年中央会は、同年6月に創立20周年記念式典を開催した。

全国青年中央会の構成員数は平成26年11月末時点で約1,616組合青年部等、約35,000名にのぼる。全国青年中央会では、国等との意見交換や各種中小企業施策に関する情報提供などをはじめ、地域単位では実施が難しい多くの事業を展開しており、全国レベルでの交流事業なども実施している。

平成29年度通常総会（平成29年6月開催）

当日、47都道府県青年中央会・協議会のあり方を検討することを目的に47都道府県青年中央会・協議会の代表者を対象とした「UBAサミット」を開催した。これまで「青年中央会全国代表者会議」と題し、47都道府県の代表者等と意見交換や全国青年中央会の事業のあり方等の検討を行ってきたが、平成27年度に「青年中央会」の呼称を「UBA (United Business Associations)」としたことに伴い、会議の名称も「青年中央会全国代表者会議」から「UBAサミット」へと変更し、全国組織の経済団体として取り組むことが出来る事業の模索や、全

国青年中央会と47都道府県会長とのコミュニケーション方法の再構築等を協議した。

「組合青年部」は中小企業組合を母体として、概ね45歳以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。組合青年部のほとんどは独自の会則や事業予算を設け、勉強会・講習会事業、見学・視察事業、社会奉仕事業、親睦・レクリエーション事業、調査研究事業、異業種交流事業、イベント開催事業、親組合事業への協力、収益事業、行政等との懇談と組合青年部は実に多様な活動を行っている。

図表-3 種類別にみた組合数の推移 (平成29年3月末時点は速報値)

根拠法律 年月	中小企業等協同組合法					中小企業団体の組織に関する法律			商店街振興組合法		生活衛生同業組合連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合	合計
	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合連合会				
昭和24年12月	1,896			415		394								2,705
25年 //	13,482			626	139	5,103								19,350
35年 //	20,095	19	34	468	368	5,117		624	25			366	9	27,125
45年3月	35,494	35	39	540	560	5,001	559	1,551	61	961	17	491	16	45,325
55年 //	46,075	39	43	483	727	5,036	1,124	1,800	73	1,836	66	582	16	57,900
平成2年 //	38,491	25	44	414	806	2,477	1,441	1,794	74	2,301	101	592	16	48,581
12年 //	39,312	16	44	291	809	1,978	1,342	1,601	66	2,630	119	589	16	48,817
13年 //	39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,568	61	2,631	119	587	16	48,911
14年 //	39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,543	61	2,627	120	587	16	48,842
15年 //	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,511	60	2,628	118	586	16	48,272
16年 //	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,497	58	2,623	119	586	16	48,133
17年 //	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,475	56	2,617	119	582	16	47,987
18年 //	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,445	54	2,613	119	580	16	47,582
19年 //	37,758	13	44	168	778	2,512	1,154	1,407	54	2,601	119	580	16	47,207
20年 //	37,543	13	42	164	770	2,510	1,132	1,395	54	2,592	118	580	16	46,932
21年 //	32,384	6	42	160	705	2,016	939	1,286	52	2,588	118	576	16	40,891
22年 //	31,706	5	42	158	690	1,978	910	1,267	52	2,576	116	575	16	40,094
23年 //	31,211	5	42	158	692	1,945	892	1,250	52	2,565	116	573	16	39,520
24年 //	30,566	5	42	158	686	1,908	866	1,240	52	2,557	115	573	16	38,787
25年 //	30,020	5	42	157	666	1,881	834	1,222	50	2,550	116	571	16	38,133
26年 //	29,667	4	42	155	659	1,877	816	1,209	50	2,528	115	572	16	37,713
27年 //	29,154	4	6	154	647	1,847	799	1,193	50	2,515	115	574	16	37,077
28年 //	28,970	4	6	153	637	1,806	784	1,174	50	2,504	114	572	16	36,793
29年 //	28,753	4	6	151	633	1,792	763	1,163	50	2,499	114	572	16	36,519

資料：中小企業庁、厚生労働省調べ。但し生活衛生関係の組合は当該年度の12月末現在（平成11年度から13年度は9月1日現在、14年度から16年度、20年度から21年度は3月末現在）。

注1：協同組合連合会には、信用協同組合連合会（1）を含む。

注2：推移において、27年には信用協同組合の信用金庫への移行、35年には休眠組合の整理（指導等の対象からの除外）、56年・59年・62年・2年・5年・8年・11年には休眠組合の整理（職権による解散登記等）が行われている。